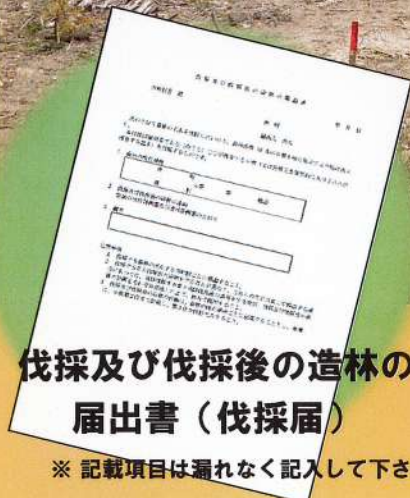


森林所有者・事業者の皆さんへ

森林の立木を 森林法に基づく 伐採するときは 届出が必要です。



様式は林野庁ホームページで
ダウンロードできます。



伐採及び伐採後の造林の
届出書（伐採届）

※記載項目は漏れなく記入して下さい。

伐採地の市役所・町役場へ

市 町	部 署	宛 先
輪島市	産業部農林水産課	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地
珠洲市	産業振興課	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地2
穴水町	地域整備課	〒927-8801 鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地
能登町	農林水産課	〒927-0492 鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

※届出の期間：伐採の30～90日前まで

注意事項：

未提出の場合

100万円以下の罰金（森林法第208条）

※伐採の中止又は造林の命令に従わない場合

届出の後も、伐採及び造林の状況報告が必要です。

- ①伐採に係る森林の状況報告書（伐採から30日以内）
 - ②伐採後の造林に係る森林の状況報告書（造林から30日以内）
- ※未提出の場合：30万円以下の罰金（森林法第210条）

保安林の場合

事前に石川県へ許可申請又は届出が必要です。

※保安林指定の確認は奥能登農林総合事務所森林部まで

県産材産地及び合法木材証明書

「県産材産地及び合法木材証明書」の発行には、本届出による伐採適合通知もしくは森林経営計画認定通知が必要です。

伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは**伐採造林届**の提出が必要です。
- **伐採造林届の添付書類**について、森林法施行規則に基づく、**統一的な運用に見直されます。**
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします。**

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 (縮尺は任意です)
届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
他法令の許認可関係書類 該当する場合のみ	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は許可書の写しなど)
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
伐採の権原関係書類 届出者が土地所有者でない場合	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。 ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合 ② 境界杭などにより境界が明らかな場合 ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合	
市町村長が必要と認める書類	伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など市町村が実情に応じて条例などに定める書類 (各市町村にお問合せください)

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



令和4年4月1日版

相続登記について 登録免許税が**免税** される場合があります^(※1)

適用期間が

延長

されました

&

適用対象が

拡充

されました

免税期間はいずれも**2025年3月31日まで**

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください

なくそう
所有者不明土地！
詳しくは
こちら！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 相続により土地を取得した方が相続登記を しないで死亡した場合の相続登記



該当する場合は登録免許税を免税

2 不動産の価額が^(※2)100万円以下の土地に係る 相続登記 (相続人が受ける「所有権の保存の登記」^(※3)を含みます)

該当する場合は登録免許税を免税

- 不動産の価額が引き上げられました。
10万円以下 → 100万円以下
- 適用対象が**全国の土地**に拡充されました。



不動産の価額が100万円以下

※1 租税特別措置法第84条の2の3に該当する場合 ※2 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。

※3 所有権の登記がされていない不動産についての相続登記の方法です。